最終更新日：2015年6月29日

武蔵野興業株式会社

代表取締役社長　河野義勝
問合せ先：取締役総務部長　仲村正憲
証券コード：9635
http://www.musashino-k.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令順守の基本姿勢を明確にするため、以下に掲げた基本姿勢に十分留意した内部統制システムの整備・構築を行い、順法経営を徹底する。
1. 法令および定款に適合した取締役・全職員の職務執行の徹底
2. ステークホルダーの権利に配慮した経営方針等の整備
3. リスク管理に対する取締役・全職員の意識向上と社内体制の整備
4. 取締役等の選任、報酬、監査報酬等の決定に対する公正性・妥当性の確立
5. 当社企業グループ各社における企業倫理・法令順守姿勢の確立と相互連携および監視
6. 監査役・会計監査人の独立性および潤滑な職務執行に係る体制の確立

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
河野義勝	3,479,693	33.13
有限会社河野商事	1,000,000	9.52
河野優子	824,640	7.85
株式会社リサ・パートナーズ	526,625	5.01
有限会社エムワン・インベストメンツ	479,000	4.56
株式会社みずほ銀行	380,000	3.61
株式会社小泉	303,000	2.88
佐藤ミカ	63,903	0.60
穂本龍志	42,407	0.40
河野勝樹	32,916	0.31

支配株主（親会社を除く）の有無	河野　義勝
親会社の有無	なし

補足説明 更新

大株主の状況につきましては、平成27年3月31日現在の株主名簿を記載しております。また、上記のほか、当社所有の自己株式31,403株（発行済株式総数に対する株式数の割合0.29%）があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引等につきましては、関連当事者との取引の一環として、一般の取引を参考に協議の上、適正な条件で行うことを基本方針とし、取締役会等の社内意思決定機関において、取引内容及び取引の妥当性について、少数株主の利益と相反しないかどうか十分審議の上決定いたします。また、その意思決定におけるプロセス等につきましても、社外役員(社外取締役2名、社外監査役2名)の経営監視・監督のもと、取引の公正性を確保することで少数株主に不利益を与えないよう適切に対応しております。
なお、現時点における支配株主との取引につきましては、支配株主であり当社の代表取締役社長である河野義勝が、当社及び当社の連結子会社における金融機関よりの借入金に対し、債務保証を行っているほかは、取引はありません。その他に支配株主等との取引はなく、現時点において新たに発生する見込もありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
長坂紘司	他の会社の出身者					○						
三村　篤	他の会社の出身者					△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長坂紘司	○	長坂紘司氏は株式会社小泉の代表取締役社長であります。 当社は株式会社小泉と製品供給の取引関係がありますが、当該取引の規模および内容は同氏の独立性を阻害するものではありません。 株式会社小泉および長坂紘司氏は当社の株主でもありますが、当該株式の議決権所有割合は合算しても10%未満であり、上記同様に同氏の社外役員としての	企業経営者としての豊富な経験により培われた経営全般に対する優れた見識を以て、当社の経営の監督を行えることから、当社の社外取締役として適任であります。 また、「適合項目に関する補足説明」に記載した通り、同氏は一般株主の利益に相反しない独立性を有する当社の独立役員として適任で

		独立性を阻害するものではありません。また、人的関係、その他の利害関係につきましても、該当事項はありません。	あります。
三村　篤	○	三村篤氏は株式会社アースウィンド・アドバイザーズの代表取締役であり、同社との間には人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係につきましても、該当事項はありません。 また、同氏は当社の主要株主であった株式会社リサ・パートナーズの使用人でありましたが、同社退職後5年が経過し、客観的にも十分な独立性を有しております。	経営コンサルタントとしての豊富なビジネス経験と幅広い見識を以て、当社の経営の監督を行えることから、当社の社外取締役として適任であります。 また、「適合項目に関する補足説明」に記載した通り、同氏は一般株主の利益に相反しない独立性を有する当社の独立役員として適任であります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の会計監査人である八重洲監査法人と定期的な情報・意見交換を行い、その監査意見の適正性について監査結果の報告を受けるなどの方法で確認を取りながら、自らの監査を踏まえて会計監査人の監査報告が相当であるかどうか判断しています。
内部監査部門である監査室は、内部監査結果を監査役に報告するとともに、監査役から監査方法について適宜アドバイスを受け、内部監査の品質向上をはかっております。監査役は監査室の監査報告を十分検討し、状況によっては内部監査に同行して状況把握に努めるとともに、問題点の指摘やその解決策について助言を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
宇野昭秀	公認会計士													
出口洋一	その他													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宇野昭秀	○	当社の独立役員に指定しております。 宇野昭秀氏は公認会計士・税理士であり、税理士法人宇野会計および株式会社パートナーズUNOの従業員であります。両社との間には人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係につきましても該当事項はありません。また、同氏はオータックス株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、同社と当社との間には人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係につきましても該当事項はありません。	公認会計士、税理士、経営コンサルタントとしての幅広い実績と専門的な知識・経験等を以て、当社の経営に関して適切な監視を行えることから、当社の社外監査役として適任であります。 また、「適合項目に関する補足説明」に記載した通り、同氏は独立性の基準および開示加重要件への該当はなく、一般株主と利益相反することのない独立性を有する当社の独立役員として適任であります。
出口洋一	○	出口洋一氏は司法書士であり、現在、当社の取引先である出口司法書士事務所において業務執行の権限を有する者でありますが、取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。 なお、重要な兼職先はなく、当社との人的関係、資本的関係、その他の利害関係につきましても、該当事項はありません。	司法書士としての専門分野である民事法、商事法、関連税法の専門的な知識・経験等を以て、当社の経営に関して適切な監視を行えることから、当社の社外監査役として適任であります。 また、「適合項目に関する補足説明」に記載した通り、同氏は独立性の基準および開示加重要件への該当はなく、一般株主と利益相反することのない独立性を有する当社の独立役員として適任であります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

会社の財務状況と業績実績に照らし合わせ、インセンティブ付与を実施するには時期尚早と位置づけているため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書、営業報告書(事業報告)において、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。(1億円以上の報酬を受け取っている取締役はおりません。)

平成27年3月期の実施状況
社内取締役　61,412千円
社外取締役　 2,400千円
社内監査役　10,080千円
社外監査役　 4,800千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役の事務的サポートを担当するセクションは総務部であり、取締役会、監査役会の日程、議事内容の説明等を行っております。また、営業報告については経理部が、内部監査報告については監査室が状況説明のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

・取締役会
取締役会(取締役5名、うち社外取締役2名)は平成27年3月期は6回開催しており、法令で定められた事項や会社の意思決定に関する重要な事項について、適法性・合理性に鑑みながら慎重な討議を行っております。社外取締役は、企業経営者および経営コンサルタントとしての豊富な知見を持つ方であり、客観的な立場から当社の業務執行の監督、また経営に関する助言や指導等の役割を果たしております。取締役候補者の選定や報酬の内容の決定については、取締役会の決議により決定しております。
・監査役会
監査役会(監査役3名、うち社外監査役2名)は平成27年3月期は6回開催しており、各監査役は各自の監査意見および監査室からの報告内容を吟味し、また会計監査人とも連携を取り見解の調整を行うほかに、取締役会や社内の重要な会議に出席して、社内の意思決定方法や議題の内容・議事の進行についても、適宜、監査役の立場からの意見提議を行っております。なお、当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。
・監査役の機能強化に係る取組状況
監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の合計3名で構成されております。各監査役それぞれが異なった分野で専門的な知識・見識を有している者を選任することでその役割の機能強化を図っております。常勤監査役は当社の経理部長および常務取締役経理部担当の経験があり、財務・会計に関し相当程度の知見を有しております。社外監査役2名は公認会計士・税理士と司法書士であり、それぞれが独立した立場で企業会計や法律に携わっている専門家であるため、会社の経営に対し、客観的かつ公正な立場での経営監視、また、的確な助言・提言をしていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。
・執行役員制度
業務執行体制強化のために執行役員制度を導入しております。本制度導入の目的は、業務に精通した人材を執行役員に登用し、特定の業務執行を委ねることにより、経営環境の変化に対するより機動的かつ効率的な業務執行を目指すものであります。執行役員の数は2名であります。なお執行役員は、取締役会からの要請があれば取締役会に出席し、業務執行状況等の報告を行うことがあります。
・監査室
監査室は、監査室直属の従業員、また必要に応じて各部門から適宜招集された従業員、およびオブザーバーとして業務監視にあたる財務・会計に関し相当程度の知見を有する常勤顧問により、内部監査の強化を目的として活動しております。監査室では「監査プロジェクト」を組織し、指名された従業員が自ら所属する部門を除いたかたちで連結子会社を含めた各部門の内部監査を年2回程度実施し、秩序ある社内体制の維持と従業員のコンプライアンス意識の向上を目標に活動しております。その監査結果は報告書としてまとめられ、必要に応じて再監査を行うなどの十分な状況把握の後、内部統制担当役員、監査役会、取締役会に報告されます。
・内部統制プロジェクト
金融商品取引法の求める内部統制報告制度に準拠した内部統制評価体制の構築およびその継続的維持と、内部統制の構築・評価を通じた業務効率の改善を目的として、「内部統制プロジェクト」を立ち上げ、代表取締役社長直轄の独立した組織として位置づけております。具体的には、内部統制担当取締役を責任者とし、各部門に内部統制の自己評価に係る担当者を1名以上設け、それらを代表取締役社長が統括しております。また、当社では取締役の員数と会社組織が小規模であることを考慮し、内部統制担当取締役が営業担当を兼任することで営業部門の内部統制を直接統括・監視しております。なお、「内部統制プロジェクト」の直属組織として、重要な経営リスクの管理等を目的とした「リスク管理・コンプライアンス推進室」を設けております。各部門の内部統制担当者は、自己の部門の内部統制評価体制の構築のほかに他の部門の内部統制運用状況の評価を相互に行っております。また、必要に応じて監査室や監査役会と連携を取り、内部統制評価に関する意見交換を行っております。
・会計監査人
会計監査人につきましては、平成27年3月期は八重洲監査法人と監査契約をしております。
A. 業務を執行した公認会計士(平成27年3月期)
　本間英雄氏
　齋藤勉氏
　(上記両名とも継続監査年数が7年を超えないため、継続監査年数の記載は省略しています。)
B. 監査業務に係る補助者の構成(平成27年3月期)
　当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名であります。
C. 監査公認会計士等に対する報酬の内容
　監査証明業務に基づく報酬　12,500千円
　(上記以外の報酬はありません。)
なお、監査報酬の決定方針については特に定めはありませんが、監査契約締結時に会計監査人と監査日数等について意見交換を行ったうえで

双方合意のもと決定しております。

※
1.社外取締役との責任限定契約の締結について
当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因
となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
2.社外監査役との責任限定契約の締結について
当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因
となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
3.会計監査人との責任限定契約の締結について
当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因
となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は監査役設置会社であります。当社は監査役を設置し、当社出身の財務・会計に関し相当程度の知見を有する常勤監査役と法律・経営・企業会計といった知見を有する社外監査役が、内部統制担当役員、内部監査部門である監査室等および独立した立場から当社業務を監督する社外取締役と連携する監査体制が、会社の意思決定の適正性を保全し、経営規模に見合った企業統治を行うに十分な体制であると判断し、監査役設置会社形態を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	出席株主数の向上と総会にて当社への理解をより深めて発言していただけるよう、総会参加者に映画招待券等を配布しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信,適時開示資料,有価証券報告書,報告書(株主宛送付資料) ※http://www.musashino-k.co.jp/	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	ステークホルダーの権利に配慮した経営方針の明確化を検討中。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

以下に掲げた内部統制システムに関する体制の整備・運用をはかっております。

1.当社および子会社の取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1）企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にするため、全取締役・使用人を対象とした行動指針としてコンプライアンス指針を定め、周知徹底する。子会社においても、その取締役・使用人を対象としたコンプライアンス指針を定め、同様に周知徹底する。
（2）コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制を構築し運用を行う。子会社においても、その規模や業態等に応じて、適正数の監査役もしくはコンプライアンス推進担当者を配置する。
（3）取締役・使用人に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに、コンプライアンスの強化および企業倫理の浸透をはかる。
（4）法令・諸規則および規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とする社内報告体制として、社外の弁護士、社内担当者等を直接の情報受領者とする内部通報システムを構築し、当社グループ（当社並びにその子会社からなる企業集団を指し、以下同じ）の役職員が直接通報できる体制のもと、その運用を行う。
（5）金融商品取引法および関係諸法令との適合性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を制定し、財務報告の信頼性と適正性を得るための社内体制を整備する。

2.取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規程等の社内規程を整備し、適切に保存および管理を行う。

3.当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）内部統制を推進する組織のもとに、リスク管理を統括する部門を置き、リスク管理体制を構築し、その運用を行う。
（2）各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。
（3）取締役および使用人に対するリスク管理の研修を実施するとともに、リスク管理の強化を図る。

4.取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基本として定例取締役会および臨時取締役会の開催を位置づけ、重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行う。
（2）取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等において、それぞれの責任者およびその責任と執行手続の詳細について定める。

5.当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
（1）当社グループ各社における業務の適正を確保するため、共通のコンプライアンス指針を定め、グループ全体のコンプライアンス体制を構築する。また、内部通報システムについては、その通報窓口を子会社にも開放し、これを周知することにより、当社グループ各社におけるコンプライアンスの実効性を確保する。
（2）子会社等の関係会社を管理する担当部署を置き、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。当社におけるリスクを管理する部門は、当社グループ全体のリスクの評価および管理の体制を適切に構築・運用し、グループ全体の業務の適正化を図る。
（3）子会社等の関係会社を管理する担当部署を通じて、各子会社に対し、業務執行状況・営業成績・財務状況等を定期的に当社に報告させるような体制を構築する。加えて、経営上重要な業務執行事項に関しては、当社の事前の承認または当社への報告を求めるとともに、当社において子会社の事業計画等と照らし合わせ、業務の適正性を確保する。
（4）各子会社について、当社内の対応部署を定め、当該部署が子会社の重要な業務執行事項について協議、情報交換等を行うことで、当社グループ全体における経営の健全性、効率性等の向上を図る。

6.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
（1）監査役会が監査役の業務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、取締役は速やかに監査役スタッフを設置する。
（2）監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に従うとともに、当該命令に関して、取締役等の指揮命令等を受けないものとする。監査スタッフの任命・解任・人事異動については、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該スタッフの人事考課は監査役が行うものとする。

7.当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
（1）当社グループの取締役および使用人等は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。また、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
（2）監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役と適宜意見交換を行い、意思の疎通をはかる。
（3）当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員および従業員に対し、当社公益通報保護規程に準拠し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員、使用人等に周知徹底する。

8.当社の監査役の職務の執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないとされた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9.その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）当社は監査役の半数以上を社外監査役とし、その選任にあたっては、各監査役が適切に同意権を行使し、その独立性につき慎重に検討す

る。
（2）当社の常勤監査役は、当社グループの各事業の予算会議・月次報告会等に出席し、当該会議にて収集した情報について、他の社外監査役と共有を図る。
（3）当社の監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて公認会計士および弁護士等の外部専門家と連携を図る。
（4）監査役は、監査の充実の為に、独自に各取締役および必要な従業員に対して個別のヒアリングを実施することができる。また、監査役は、代表取締役ないし会計監査人との間で、定期的に情報・意見等の交換を行う。

10.反社会的勢力を排除するための体制
（1）当社は、「武蔵野興業グループコンプライアンス行動指針」において反社会的勢力および団体との不適切な一切の関係を排除し関係法規の趣旨に反する行為は行わない旨を明記し、全従業員にその周知徹底をはかる。
（2）当社は、反社会的勢力との助長取引を排除し、経営活動への関与および被害を防止する体制を整備する。
（3）当社は、総務部を統括部署として不当要求防止責任者を設置し、社内研修を行うと共に、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟し、反社会的勢力の動向に係る情報を収集すると共に、弁護士、警察等と連携して適切に組織的な対応をはかる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
取締役および使用人は、反社会的勢力および団体との不適切な一切の関係を排除し、関係法規の主旨に反する行為を行わない旨を徹底し、反社会的勢力による経営活動への関与および当該勢力による被害を防止する。

□反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社は、反社会的勢力排除への対応方針として、平成19年4月27日制定の武蔵野興業グループ コンプライアンス行動指針に「反社会的勢力および団体との不適切な一切の関係を排除し、関係法規の主旨に反する行為は行わない」旨を定めております。
また、総務部を統括部署として不当要求防止責任者を設置し、社内研修を行い組織的に対応する体制を作ると共に、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加し、弁護士、警察等と連携を密にして、情報の収集等に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

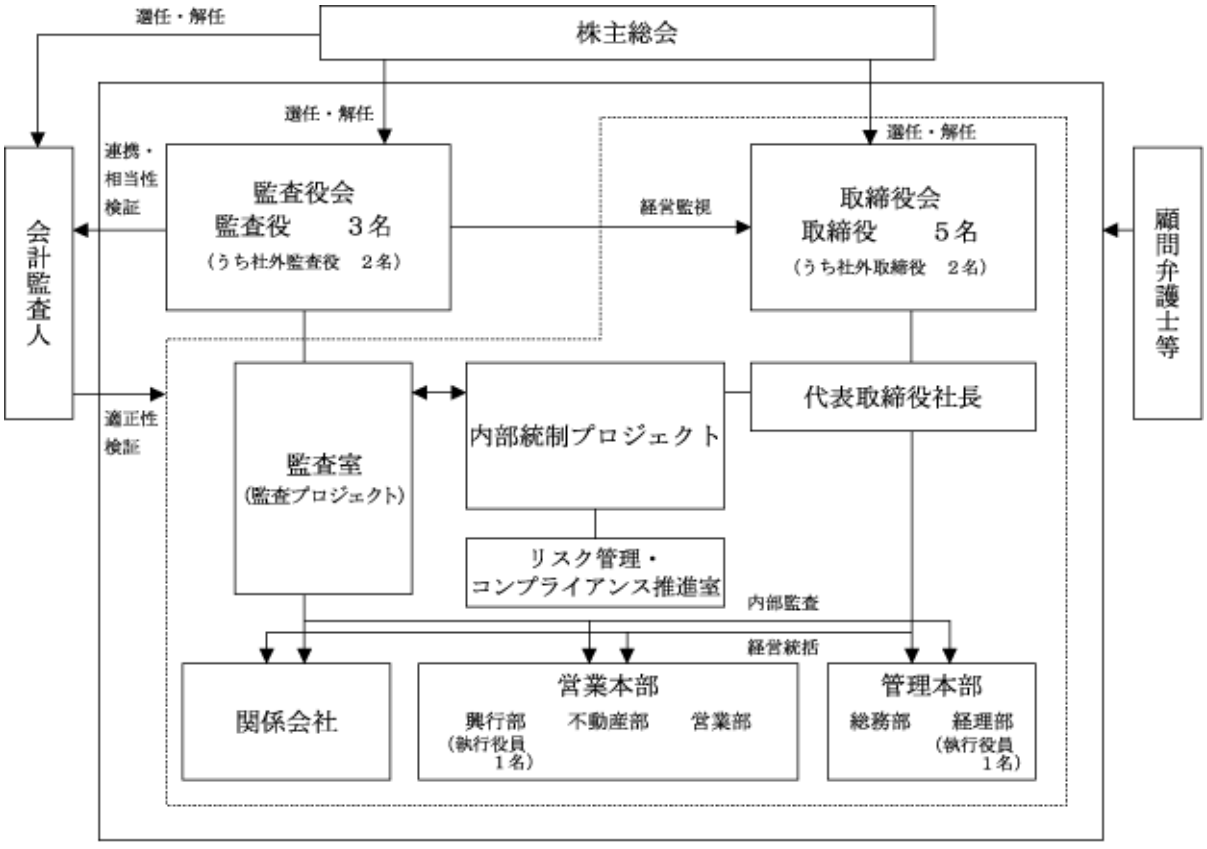
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・適時開示体制の概要
連結子会社を含めた各部門において発議・収集された会社情報は、情報管理責任者（常務取締役・総務部長・経理部長）のもとで、その概要および当該事実が及ぼす影響の把握がなされ、取締役会に付議すべき案件であるか、また、適時情報開示事項に該当するか検討されます。検討された会社情報は、代表取締役社長に報告され、必要に応じて、経営会議・取締役会の承認を受け、情報取扱責任者（総務部長・経理部長）による厳重な管理のもと、適時開示が行われます。（巻末の「適時開示に係る社内体制」についての模式図をご参照ください。）

当社では、コーポレートガバナンスの充実が会社の信頼と将来の企業価値を高めることに大きな貢献を果たすものと考えております。財政面、営業施策面の検討課題とともに、会社の最重要課題として位置づけ、今後も充実をはかってまいります。

（コーポレート・ガバナンスに係る社内体制）



（適時開示に係る社内体制）

